

## 恒例の新人所員向け研修が開催される

### 平成 24 年度研究教育セミナー

広報担当 宮原 誠

2012 年 5 月 8 日、講堂において、各研究部の新人所員等を対象として国立衛研恒例の研修会が開催された。大野泰雄所長より、新人歓迎の言葉に続いて衛研の歴史や使命などについての説明と新しい研究員への期待が述べられた。五十嵐浩総務部長から、国家公務員法等の服務規程、倫理規定などや健康管理のシステムが解説された。さらに中垣俊郎企画調整主幹より、個人情報保護、利益相反規程さらに、最近の科学技術関係予算等政策の説明があった。午前中のセッション最後に川西徹副所長から、人事評価、研究評価などについて話があった。

大野所長は“優秀な人材が当所に集まってくれた”と新人に歓迎の意を述べた後、“国立衛研の業務は国民生活に密接な関連を持つ化学物質等の品質、有効性、安全性の評価に関する研究や試験をすることにある”とした。“研究業務以外に、一斉収去試験、外部精度管理などがあり、行政協力として、各種審議会の委員、ガイドラインの作成等もある。その他、厚労科研究費配分事業、ICH、CODEX などの国際協力、HP などによる研究成果の国民への還元など”もあることが述べられた。研究職員へのメッセージとして、“国立衛研の研究の特徴を理解して、科学行政の一端を担っている自覚と責任を持って職務に当たる研究者、学会で名の知れた研究者、学会活動や行政協りに積極的な研究者、人として倫理・法令を遵守する研究者、心と体の健康維持に努める研究者”に成って欲しいと、衛研を今後担っていく新人への大きな期待が寄せられた。

五十嵐浩総務部長は“国家公務員法等により、衛研の研究員には職務専念義務、守

秘義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、政治的行為の制限など種々服務規律が課せられていこと並びに、これに違反すると行政・刑事罰が科せられること”を説明した。

“職員に対する注意・指導に関する規程”により、刑法等に抵触する非行のほか、暴言、セクハラ、入札妨害、淫行などで、減給から免職までの処分が行われる可能性がある”と述べた。そのほか国家公務員倫理規定と情報公開制度について、公務員として当然承知しているべき事や普段の心がけを説明した。さらに、職員の健康管理について、特に心の健康作りの重要性を強調し、“良好な人間関係を維持することに心がけるだけでなく、問題があれば早期に対応が必要なので同僚や上司の役割が重要である”との説明があった。

中垣俊郎企画調整主幹は個人情報保護するための組織、さらに厚労科研の代表者や研究分担者に義務づけられている利益相反に関する自己申告の考え方について説明があった。次に科学技術関係予算の立案過程について話があり、最近資源配分方針

が決定される前に当面の科学技術政策の運営方針が決定され、アクションプログラムが策定されるという。その基本となっているのが“第4期科学技術基本計画（H23～H27）”で、その中に“レギュラトリーサイエンスの推進”が掲げられていて、“国は、医薬品及び医療機器の承認審査を迅速かつ効率的に行うため、審査機関の体制を大幅に整備、強化するとともに、当該審査機関におけるレギュラトリーサイエンスの研究機能の充実、これらに精通した人材の養成及び確保を推進する。”と明記されている。このような国家的な方針に従って、重点的に予算が編成されるとの説明があった。

川西徹副所長から、研究評価全般の説明があり、“研究評価（行政報告、学会論文、出版、学会発表、研究報告書等の研究成果、行政への参画状況、社会貢献状況、研究資金の流入状況、学会賞、学位、資格等の取得状況等を評価）、能力評価（各職位に応じてそれぞれの倫理観、計画の立案能力、知識・技術・理論的説明能力、関係者との調整能力等を評価）、業績評価（目標設定を上司と行い、その達成度を上司が評価する。）をそれぞれ実施し、夏及び冬期の勤勉手当に反映させ、能力評価と直近の業績評価書を定期昇給の基準としている。”という。また、昇任の審査及び基準についても説明があった。職務発明等の規程の運用状況について話があった。また、衛研の移転問題について、閣議決定後の経過が説明され、府中への移転が困難になりつつあり、川崎への移転が有力になって来ていることなどが述べられた。

齋藤匡人総務課長から、休暇簿出勤簿の取り扱い、各種申請・届け出の窓口の紹介、通行証の取扱法、セクハラとパワハラの苦情・相談窓口が開設されている事などが述べられた。

渡邊裕一会計課長から、会計課の各係の分担について紹介があった。次いで庁費等による物品等の購入手続き方法並びに工事伝票の扱いについて説明があり、金額によっては入札等の公示時間が必要なことが述べられた。1000万円を越える案件等については、審査が必要となり40日以上の手続き期間を見込む必要があることが述べられた。

高林勉業務課長から、国内出張届けの書き方について説明があった。特に各種委員会や講演・講義に出向く場合、その状況によって「職務」と「職務外」を区別し、休暇扱いになる場合もあることが示された。次に各種研究費の会計処理について、所属長に会計事務は委任すること、不正などがあると刑事罰の対象になることが説明された。

このあと、情報委員会、図書委員会、廃棄物処理委員会、動物管理室、研究倫理審査委員会等から、それぞれ管理する施設等の利用方法が説明された。

研究委員会から、研究上の不正を防止するため、試料や実験ノート等を保存し、その研究結果に説明責任があることが説明された。

このような新人研修は毎年行われ、使命と責任を自覚した研究者が誕生することが期待されている。